

1 公平・公正で信頼される市政を実現します

次世代への責任を果たすために公平・公正な社会を築き、市民の皆さんと協働し新しい熊本づくりに取り組みます。

○市民の皆様とともに新しいくまもとづくりを進めるためには、市民の皆様から信頼される市役所を実現しなければなりません。市が毎年実施している市民アンケートでは、まだまだ十分ではないものの、熊本市役所への市民の信頼は少しずつ回復してきています。熊本の未来のために、次代の子供たちのために、この動きを決して止めてはいけません。

○市民に信頼される熊本市役所の実現には、職員一人ひとりの意識を変え、日々の業務の中で公平・公正を旨として市民の皆様と向き合う以外に道はありません。私は、この4年間で切り開いた道を決して戻ることなく更に地道に努力してまいります。

・市民アンケート調査結果 問) あなたは、熊本市政を信頼していますか？

回 答	平成15年11月調査		平成18年1月調査
とても信頼している	6.9%	→	10.9%
やや信頼している	31.8%	→	40.0%
あまり信頼していない	21.5%	→	12.9%
まったく信頼していない	4.9%	→	1.9%

(1) 政治を身近なものに

公約の進捗状況の公表、幸山塾の開催、インターシップの受け入れを継続していきます。

(2) 市民の皆様と行政との情報の共有を進めます。

①私(熊本市長)と市民の皆様との直接対話の機会を拡充します。

・これまでの「おでかけトーク、まちづくりトーク、ゆめトーク」に加えて、校区自治協議会毎に対話の機会を設けるなど、市民の皆様と私と直接お話しする機会を増やします。

②市民の皆様にもっと知っていただくために、情報の公開はもちろんのこと、これまで以上に市政情報の積極的な提供を行います。

・これまで実施してきた予算査定の情報公開など、政策形成過程での市政情報の提供など、今後、更にわかりやすい資料作成に努めるとともに、市政の重要な施策や事業については、市民の皆様

さんのご理解・ご協力を得るため、各所管部局が主体となって直接市民の皆様に説明する地域説明会を適宜開催していきます。

- ・また、市政情報を学習する出前講座については、市民のニーズに合わせたメニューの充実を図るとともに、広報を徹底するなど、皆さんに気軽に参加していただけるよう努めます。
- ・本年度中にP I（パブリック・インボルブメント＝市民との協働）マニュアルを策定し、これに基づき事業や施策の内容や性質に応じて、最も効果的でわかりやすく、しかもできる限り早い時期での情報提供を徹底します。

③パブリックコメント（重要案件への市民意見募集）制度の充実や市民の声データベースの活用などにより、市民意見を市政に反映させるよう努めます。

- ・平成14年度から実施しているパブリックコメント（重要案件に対する市民意見の募集）制度について、素案を掲示し意見を募集する場所をこれまでの市民センター・総合支所・ホームページ等に加え、地域コミュニティセンターなどにも拡大し、また意見提出についても後納封筒を配付するなど、より多くの人からご意見が頂けるように改善します。
- ・市民の声データベース（H17年4月稼働）やコールセンター（H20年4月開設予定）を活用して市政に対する市民の意見・要望などを庁内で共有・集積し、具体的な施策や事業に反映させていきます。

(3) 経営感覚を持って行政運営を行います。

①地方分権時代に対応したしっかりとした市役所を作るために、行財政改革推進計画を着実に推進し、財政健全化を実現します。

- ・H16年度から20年度までを期間として取り組んでいる行財政改革については、これまで着実な成果を上げているところですが、今後、地方交付税の削減など財政運営は更に厳しくなることが予想されるため、今後とも行財政改革推進計画に掲げた目標の達成に向けた取り組みを強化します。

7) 財政健全化の推移

項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
公債費比率(%)	22.2	21.6	20.0	19.6	19.0
起債制限比率(%)	17.0	16.7	15.6	14.7	14.0
市債残高(億円)	3,072	2,957	2,849	2,722	2,588
(臨時財政対策費を除く) 市民1人当たり	469,885	450,727	433,702	413,832	392,993
経常収支比率(%)	85.7	85.7	85.4	87.8	87.6
財調基金残高(億円)	57	69	86	96	105
市民1人当たり	8,738	10,556	13,134	14,571	15,910

1) 職員数の推移

H14.5	H15.5	H16.5	H17.5	H18.5
6,433人	6,387人	6,352人	6,270人	6,256人

2) 民間委託の実績

- ・家庭ごみ収集：H17年度から全体の1割、20年度までに2割程度を予定
- ・学校給食：H17年度から共同調理場2ヶ所でモデル事業として実施
- ・保育所：H19年度から1ヶ所、20年度に1ヶ所を予定

②多様化する行政課題に対応するため、スリムで効率的な組織編制に努めます。

- ・新しいくまもとづくりや複雑多岐にわたる政策課題に的確に対応しながら、行財政改革を着実に推進するため、さらにスリムで効率的な組織編制に努めます。
- ・特に、合併・政令指定都市の実現に関連して向け都市機能の充実を図りつつ、地域とのつながりを大切にす組織編制を行うとともに、少子化への対応、教育都市の実現、福祉の充実など、市民のニーズや時代の変革に適切に対応できる組織づくりを進めます。
- ・具体的には、（仮称）こども部（局）の創設、下水道部と水道局、都市局と建設局などの組織統合、大学との連携強化のための窓口設置、教育委員会で所管している生涯学習部門の市長事務部局への移管などについて検討します。

③6,000人の職員のやる気と能力を引き出すために、業績評価等を組み込んだ人事評価システムを導入するとともに、職員昇任制度の見直しを進めます。

- ・市職員の意識改革と公平・公正な人事管理を進めるため、人事評価システムの見直しを進め、その早期導入を図ります。
- ・職員のやる気の醸成や公平・公正な人事管理を行うため、H16年度から採用している課長昇任試験制度について、適宜改善を行い定着させていくとともに、これからの市役所を担う若手職員の意識改革と育成を図るために、係長昇任試験制度を導入します。

④契約事務などの透明性を確保するために、電子入札を拡大します。

- ・入札の透明性を確保し入札事務の効率化を図るため、H17年度から一部導入した土木・建築工事での電子入札については、順次その対象を拡大し、20年度には全工事を対象に実施します。
- ・また、19年度からは物品の購入なども対象としてまいります。

⑤効率的で質の高い市民サービスを提供するため、指定管理者制度やPFI事業の拡大、任期付職員等の民間人の採用など民間活力やノウハウを積極的に活用します。

- ・公共施設の管理運営に民間のノウハウを活用する「指定管理者制度」については、地域密着型施設や小規模施設では地域住民団体などを非公募で選定している他、H17年度には3施設、18年度には8施設を公募で選定しており、今後も順次拡大していきます。
- ・PFI事業は、公共施設の建設から管理・運営に民間活力を活用し、サービスの高度化と経費削減を図るものであり、昨年、大江の交通局横に計画している（仮称）総合保健福祉センター建設事業で導入しています。今後も個別に導入可能性を検討していきます。
- ・H16年度に提出した任期付き職員に関する条例案は否決されましたが、知識・経験を豊富に有する民間の方の手腕を市役所で発揮していただくことは、例えば、観光振興、熊本ブランドの展開、高度情報社会への対応、具体的な事業では駅前の再開発ビルに計画している情報交流施設など、複雑・高度化する行政課題の解決のために大変有効であることから、再度条例案を提案し、民間人の採用を図ります。

(4) 67万市民の皆様とともに新しい熊本を築くため、「協働」の仕組みを創ります。

①地方分権時代に対応し、熊本市の自治と協働の基本的なルールを定める「熊本市自治基本条例」を制定します。

- ・現在、市議会特別委員会において継続審議中である、熊本市における自治の基本原則や行政運営の方針、市民参加のあり方、協働の仕組みなどの基本的なルールを定める「熊本市自治基本条例」について、今後、さらに丁寧な説明や資料の提供に努め、早期成立を目指します。
- ・この自治基本条例の規定に基づき、現在の条例・要綱や施策・事業などの見直しに取り組み、市民と行政との協働の取り組みを進めるための仕組みを創り上げます。

②市民の皆様との協働のまちづくりを進めるための体制を強化します。

- ・地域団体、NPO、ボランティアと行政との協働を進めていくために、本年度中に「（仮称）市民公益活動の推進に関する基本指針」を策定します。
- ・また、市民センター、総合支所等へのまちづくり担当職員の配置や産文会館1階に設置した市民活動支援センターの機能の充実など、市民協働を進める体制を強化します。

③市民と行政とのパートナーシップを築くため、施策や事業の協働化を進めます。

- ・多様化する市民ニーズやまちづくりの課題に対し、市民と行政とがパートナーとして、協力して取り組んでいくために、本年度から市民協働モデル事業を実施しています。本年度は、市民団体等からの提案を募集・審査し、家庭からの生ごみ分別収集及びリサイクルの検証、障害者の地域生活支援ボランティアの2件について取り組んでいます。
- ・今後、モデル事業の成果を踏まえ、施策として展開するとともに事業や施策の協働化を進めていきます。

④市民の活発な交流と快適で安心な暮らしのための情報化に取り組みます。

- ・「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」情報のやりとりができるユビキダス社会の基盤形成されつつあることから、市民や地域コミュニティを支える各種団体が活発に交流し、安全で安心して快適に暮らせるゆとりある地域社会の実現に向け第3次熊本市情報化計画を策定し取り組みます。

2 新しい熊本づくりを担う人づくり

熊本を愛する人たちの輪を大切に、人がまちを築き、そして、まちが人を育てる、新しい熊本づくりに取り組みます。

○私は、市長としての4年間の中で、熊本を愛し、魅力と活力に満ちた新しい熊本づくりにたくさんの人が取り組まれている姿を目の当たりにし、まちづくりは何よりも、「人」が大切であることを実感いたしました。

○このような熊本を愛する人の輪を大切に、未来への夢と希望を共有しながら、皆様の知恵と努力を結集し、次世代を担う人づくりと新しい熊本のまちづくりに取り組んでまいります。

(1) 子供たちの個性と可能性を伸ばし育てていくまちづくりを進めます。

① 子供の個性を育む教育環境を整備するため、少人数学級（35人学級）と少人数指導を充実・拡大します。

- ・ 少人数学級に関する検討委員会の提言を踏まえ、H18年度から小学1、2年生に加え3年生までの35人学級を実現し、子どもはもちろん先生にとっても伸び伸びと学べる環境づくりを進めてきました。
- ・ 今後は、この実績を踏まえ、小学校の4年生で35人学級を、5、6年生で少人数指導をそれぞれ実現し、さらに、小学校での少人数学級と少人数指導の実践を踏まえ、中学校の1年生の少人数学級と2、3年生の少人数指導を実現します。

② 子どもたちが生き生きと楽しんで学校に通い学べるような教育環境をつくるため、教員の資質向上や教育環境の整備などに努めます。

- ・ 早ければH20年度にも実施される中核市への人事権委譲を想定しつつ、民間企業への派遣研修や教師のための「塾」の設置等、熊本市独自の研修体系を作り上げ、子どもや保護者から信頼される教員の養成に努めます。
- ・ 学校規模の適正化を図るために、過大規模校については、児童数や学級数を注視しながら分離新設校の建設を継続して検討します。
- ・ 地域住民の特技や専門性を学校教育の様々な分野で活かす学校ボランティア（H17年度末登録者数2,715人）や、学校外から広く意見を拝聴し学校運営に活かす学校評議員（平成18年度当初661人）など、地域人材の活用を図り、学校教育の充実に取り組みます。

(2) 自主自立の地域づくりに向け、共に支え合う地域力の強化します。

①地域の自主自立のまちづくりを進めるため、校区自治協議会の結成を促進するとともに、その活動を支援します。

- ・校区自治協議会は、現在、80校区中64校区で結成されており、それぞれの地域の特色を活かした活動を展開されておられます。この校区自治協議会について、できるだけ早い時期に全校区での結成を目指します。
- ・地域のまちづくりを支援するために、市民センターや総合支所等にまちづくり担当職員を配置するとともに、全庁的な支援体制を整え、また、（仮称）地域のまちづくり推進のための基本指針や支援メニューを本年度中に策定します。

②男性と女性がともに支えあう社会づくりに向け、男女共同参画推進条例を制定します。

- ・自治基本条例に掲げる理念、世界女性スポーツ会議くまもとの成果を踏まえ、あらゆる分野での男女共同参画を推進するため、（仮称）男女共同参画推進条例を制定します。
- ・審議会等の女性委員の同数化にも引き続き取り組んでいきます。

③教員の資質向上、創業家の育成など、産学官の連携により、新しいくまもとづくりを支える人材育成に取り組みます。

- ・小学6年生の約3割、中学3年生の約7割が塾に通い、塾の学習が学力向上に一定の効果を生み出している現実があることから、公教育としての役割をしっかりと踏まえた上で、教員の資質向上や指導力強化に向けた民間教育機関との連携や、公教育での民間教育機関のノウハウ活用などについて検討します。
- ・南熊本駅前前の「くまもと大学連携インキュベータ」、産業文化会館の「中小企業経営サポートプラザ」などの既存施設での起業化や新規創業支援の充実を図るとともに、新たに熊本駅前東A地区に建設予定の再開発ビルに計画している「情報交流施設」に、起業家支援サービス、経営支援サービス、産学連携サービス、就業支援サービスなどのビジネス支援機能を持たせ、大学・研究機関等、経済・産業界と連携し、情報・人材提供、技術支援に取り組みます。

3 熊本ならではの魅力と活気にあふれるまちづくり

熊本県域はもとより九州をリードし、国内さらにはアジアへと羽ばたく九州中央の拠点都市を目指します。

- 今、道州制等が大きくクローズアップされていますが、九州は歴史的・地勢的にもまとまりのある地域で、私自身がメンバーの一員として活動してきた道州制研究会の報告書に基づき、九州市長会では10年後に実現を目指す「九州府構想」を打ち出しました。
- このような自治体再編の動きの中で、九州中央に位置し歴史的にも九州の政治の中心であり、現在も百万の人口を擁する熊本都市圏の中核である熊本市においては、これから先、都市圏全体で、九州全域を睨んでまちづくりに取り組んでいかなければなりません。
- 今後、九州のど真ん中から、広く国内外へ「熊本力」を発信できる魅力と活気に満ちたまちづくりを進めてまいります。

(1) 城下町の歴史と伝統を活かした九州の顔にふさわしい中心市街地を創ります。

- ①民間と行政が一体となって中心市街地の活性化に取り組むため、その基本指針となる中心市街地活性化基本計画を策定します。
 - ・九州新幹線の全線開業効果をまちの活性化へとつなげていくため、熊本駅を基点に、新町、古町地区、桜町地区、熊本城域、アーケード街やその周辺の中心商店街、水道町に至る地域を対象とし、官民の連携協力の下、シンボル熊本城を生かした熊本ならではの中心市街地活性化基本計画を策定します。
 - ・策定後は国の認定を受け、これに基づき、商業の振興、都市福利施設や利便性の高い公共交通網など都市機能の充実、まちなか居住の推進など、都市の拠点性や利便性の向上に向けた施策、事業を積極的に展開し、九州の顔となる中心市街地を形成します。
 - ・また、計画の推進母体となる中心市街地活性化協議会やまちづくり会社の立ち上げや運営については、出資金の拠出、運営への参加などの支援を行います。
- ②現在実施されている、地域や民間と連携した中心市街地の新たな賑わい創出に向けた取り組みをさらに発展させます。

- ・中心市街地での賑わいづくりとして、市民の間に定着しつつある城下町大にぎわい市、銀杏祭、ゆかた祭・みずあかりといった、地域、市民ボランティア、企業、行政などの協働の取り組みを更に盛り上げていくとともに、イルミネーション・アーケード整備等について支援を行います。

③誰もが安心して街歩きができる環境づくりを進めます。

- ・商店街などと連携し、アーケードや路地裏の防犯対策を強化するとともに、緊急車両や歩行者等の通行の妨げとなり、都市景観上も問題がある放置自転車については、駐車場の整備、市営駐車場の有料化、付置義務条例の制定などに一体的に取り組み、その解消を目指します。

④民間による再開発などを支援し、都市機能の充実と賑わい創出を図ります。

- ・まちなか居住や都市福祉施設の充実などを図るため、民間の開発を促進します。特に、文化施設や交通ターミナルなどの都市機能が集積している花畑町周辺については、民間による市街地再開発事業を支援するなど、熊本城のエントランスとしての賑わい創出を図ります。

(2) 熊本城を核として、観光の振興を図ります。

①地域経済の活性化に向け観光・コンベンションの振興を図るため、築城400年記念事業を積極的に展開し、これを契機として熊本城の魅力を広く内外へ発信します。

- ・H18年12月31日からスタートする築城400年祭を単なる一過性のイベントに終わらせることなく、熊本の歴史・文化を国内外に発信する絶好の機会と位置付け、次の百年に繋げるものとします。更に、ライトアップの充実や保存・整備計画の検討にも取り組みます。

H18年12月31日～H19年	1月 3日…	プロローグ・夜明け	
H19年	3月24日～	4月 8日…	第1章・花絵巻
	4月28日～	5月 6日…	第2章・春絵巻
	8月 1日～	8月31日…	第3章・夏絵巻
	10月12日～	10月28日…	第4章・秋絵巻
	12月31日～H20年	1月 3日…	第5章・冬絵巻
H20年	3月22日～	5月 6日…	エピローグ・未来へ

②熊本城の新たな魅力づくりのために、本丸御殿等、熊本城の利活用を進めるとともに、桜の馬場地区の利用計画を策定します。

- ・数寄屋丸、南大手門、奉行丸などに加え、新たに、本丸御殿、笹園一帯の利活用についても検討を行い、文化財としての保全に努めながら、特色のある観光資源として有効な活用を推進します。
- ・現在駐車場で暫定的に利用している桜の馬場地区については、観光客へのサービス向上と滞留時間を延ばすため、休憩所、レストラン、土産物店等の設置を想定した利用計画の策定に着手します。また、その整備や運営等については、民間ノウハウの活用を基本に検討します。

③城下町くまもとを再生するため熊本駅都心間協働のまちづくりを推進します。

- ・九州新幹線が全線開業する熊本駅と往時の偉容が蘇る熊本城の中間に位置し、城下町の趣が残る新町・古町地区では、「城下町都市くまもと」をまちづくりの目標として地域住民との協働による取り組みが進められており、今後、優先順位を明確にした整備プログラムを策定し、順次事業

化していきます。

④九州新幹線全線開業を睨み、新たな観光ルートの開発に取り組みます。

- ・九州中央の地理的ポテンシャルを活かし、熊本を機軸とした、九州新幹線の全線開業に伴う鹿児島、熊本、福岡の三都市連携による縦軸の観光ルートの開発や、県内3市については既に実務的な協議を始めていますが、大分～熊本～長崎、阿蘇～熊本～天草に至る横軸の観光ルートの開発などに積極的に取り組みます。
- ・加えて、観光ルートの振興だけでなく、熊本、天草、阿蘇を結ぶ広域道路など、広範な経済活動のベースとなる広域道路網の整備促進にこれまで以上に積極的に取り組んでいきます

(3) 熊本の新たな玄関口となる熊本駅周辺の魅力あるまちづくりを進めます。

①日本で初となる市電の駅舎へ乗り入れなど、日本一乗り換えの便利な駅を実現します。

- ・新しい熊本の陸の玄関となる熊本駅前広場については、現在、「水と緑の自然や歴史性を活かした駅」「人に優しく乗り換えの利便性の高い駅」「出会いとふれ合いのある駅」という目標を掲げ、県やJRなどと連携し取り組んでいます。
- ・特に、熊本市中心部へ向かうアクセスを強化するため、JRや県などと協力し、わが国では初となる市電の駅舎への乗り入れの実現を目指します。また、バス、タクシー、一般車等の乗降場所の配置について、誰にでも分かりやすく、乗り換え利便性の高い交通結節点の実現を目指します。また、空港や港とのアクセス強化にも取り組んでいきます。

②人や情報のふれあい交流の場となる東A地区再開発事業を推進します。

- ・新しい熊本の玄関に相応しい景観の形成と賑わいを創出するため、駅東口の正面に、「人、情報、文化が交流し、豊かさと活力を生み出す『情報交流拠点』」として、ビジネスや起業家の支援機能、九州や熊本の歴史文化や観光等の情報発信機能、図書機能、多目的ホールなどの機能を有する公共施設を中心とした再開発ビルを新しい手法により建設します。

③良好な居住環境を形成するため、西土地区画整理事業を進めます。

- ・駅西地区については、駅周辺地域整備基本計画で「新しいと私生活を創造する場」と位置付け、生活環境と調和のとれた生活利便性及び自然の豊かさ・空間のゆとりを活かした住環境整備を実現するため、H13年度から18.1%で土地区画整理事業に取り組んでいるところであり、今後も事業の着実な推進を図ります。

④魅力ある駅周辺のまちづくりに向け、合同庁舎の早期移転を促進するとともに、民間開発を誘導します。

- ・駅南側には、新幹線全線開業時までには、国の合同庁舎が建設され、熊本城内等にある国の出先機関の一部が移転し、さらに都市計画道路の整備が進むなど都市機能の集積が図られることとなり、今後は、民間事業者による開発を誘導するなど、更に魅力と賑わいのある駅周辺のまちづくりに取り組んでいきます。

(4) 熊本の個性と特性を活かした地域経済の振興に取り組みます。

①熊本の歴史や点在する地域資源を活かし、観光の振興を図ります。

- ・熊本城に代表される観光振興に加え、細川家や宮本武蔵、横井小楠、夏目漱石や小泉八雲といった熊本が誇るべき歴史・文化、水や緑といった自然、素材の良さを活かした料理、おもてなしの心といったものをリンクさせた観光振興に取り組んでいきます。
- ・特に、動植物園においては、動植物の生態や自然環境の学習の場に加えて、観光施設としての充実を図るため、展示施設の整備、遊器具の充実、動植物を身近に感じるためのソフトの充実に取り組み魅力アップに努めます。

②熊本を売り出すために、熊本の恵まれた環境から生み出される水や食材などをくまもとブランドとして確立し、内外へ広く発信していきます。

- ・67万市民の上水道を賄う全国に類を見ない豊で清潔な熊本の地下水については、既に熊本オフィシャルウォーター「熊本水物語」としてスタートし一定の評価をいただいているところです。今後は、熊本ウォーターライフとして、熊本の暮らしの豊かさを象徴するものとして、更に内外へ広く発信していきます。
- ・また、肥後野菜については、H18年度中に15品目を認定し、貝類では、ハマグリやタイラギを復活させ、これを熊本の恵まれた環境が生み出したおいしい食材としてブランド化させるとともに、販売ルートの確立などについても取り組んでいきます。

③地域経済の活性化に向け、各種会議やスポーツ大会等を積極的に誘致します。

- ・H17年度のコンベンション誘致実績は、近年の低減傾向に歯止めが掛かり、前年度と比較して開催件数で12件、参加人数で29,835人とそれぞれ増加しました。
- ・また、本年5月開催しました「世界女性スポーツ会議」の成功とともに関連して「JOCパートナー都市協定」に調印したところであり、今後、これらの経験や取り組みをスポーツを中心とした大会の誘致に活用していきます。
- ・更に、本丸御殿を始めコンベンションなどでの熊本城の利活用を推進し、オンリーワンの魅力を高めることで、国際規模の会議開催などの誘致にも取り組みます。

④九州新幹線全線開業に対応した、新たな企業誘致策を展開します。

- ・九州新幹線の全線開業、熊本都市圏の連携の強化等を契機として、企業立地促進条例による優遇制度の活用、企業の進出情報提供報酬制度の導入、首都圏での企業説明会の強化等、トップセールスをからめた企業誘致に積極的に取り組みます。

⑤地域の核となる地域商店街を活性化します。

- ・中心市街地の活性化と平行して、地域における日常生活基盤及び地域コミュニティ等を醸成する役割を担っている地域商店街の活性化に取り組むため、H18年度中に、健軍・子飼等の商店街の実態調査や消費者ニーズを調査し、対策を検討します。

⑥全国有数の生産額を誇る、農林水産業の振興を図ります。

- ・熊本市は全国有数の農業粗生産額を誇っており、この一次産品に付加価値を付けられる食品製造

業の育成・誘致に取り組むとともに、異業種交流、産学官の連携、県外資本の導入といった他地域での成功例を参考にして、農林水産品の移出（域外）を展開します。

- ・また、認定農業者や地域営農組織の支援を強化します。更に地域農産物の学校給食への供給については、H13年度の9品目からH17年度には22品目に増やすなど地産地消を推進しているところであり、今後、更に、食と農の理解促進や地元農産物の消費拡大を図るため、体験学習やイベントの開催のほか、農産物直販所の活性化やネットワークの強化に取り組みます。
- ・平成18年度から2ヶ年事業として沖新町に建設中の水産指導センター（仮称）については、H19年9月に供用開始の予定であり、このセンターを中心に水産技術の指導や漁業者の育成等を行い、水産業の振興を図ります。

4 住みやすく、暮らしやすい都市づくり

豊かな緑や清冽な地下水など恵まれた自然と、教育環境や医療施設など利便性の高い都市機能が調和した、暮らしやすさにさらに磨きをかけ、日本一暮らしやすく住みやすい都市を目指します。

○熊本市は、清冽な地下水や豊かな緑など自然に恵まれ、熊本城に代表される伝統ある歴史や文化を有し、しかも他の同規模都市に比較し大学を始め高等教育機関や医療、福祉施設が充実しており、また、犯罪などの件数も少なく、総じて住みやすい都市です。

○今後、このような熊本の特性を更に磨き上げ、日本一住みやすく暮らしやすいまちづくりを進めて参ります。

(1)子育て支援を充実し、子育てしやすいまちをつくりまします。

①子育てしやすい環境づくりに向け、乳幼児医療費助成の対象年齢を就学前までに上げます。

- ・現在の助成対象は、医科通院が0歳児から3歳児、医科入院が0歳児から就学前、歯科の入・通院が0歳児から4歳児としていますが、少子化対策の一環として、保護者の経済的負担を軽減するため、助成対象年齢を上げ、就学前までとします。
- ・また、赤ちゃんの生命をまもる市民病院のNICUの増床については、H18年2月議会で産院廃止に関する条例案件が否決されたことから、人的体制から非常に困難な状況にありますが、NICUの増床は喫緊の課題であり、県に対して、地域周産期母子医療センターの設置や運営補助金制度の拡大要望を続けながら、検討を続けていきます。

②仕事を続けながら子育てを楽しめるよう、多様なニーズに応じられる保育環境を充実します。

- ・保育園の待機児童を解消するため、H17年度から20年度までに私立保育園5ヶ所の新規認可に取り組んでおり、その後は、H19年度に計画している保育需要調査の結果を踏まえ取り組みます。更に、保育と教育を一元化する「認定こども園」について、県条例の内容や私立保育園の状況を見極めながら対応していきます。
- ・認可外保育園も保育の一翼を担っており、これまでも、児童や職員の健康診断経費、職員研修経費等について補助を実施してきましたが、今後、さらに充実をします。
- ・病気回復期等における一時保育(病後児保育)については、現在、4ヶ所で受け入れています。その需要の高まりや地域バランスを考慮し、医療機関の協力を得て拡充に取り組みます。

③子どもたちの健やかな成長を支えるために、児童相談所の開設に取り組みます。

- ・ストレスの多い現代社会を背景に、H17年度の児童虐待に関する相談件数が5年前と比べて約3倍となるなど、児童虐待は大きな社会問題となっています。
- ・これまで、市内5ヶ所の保健福祉センターで相談を受けてきましたが、その人的体制の充実を図りながら、児童福祉法の改正に伴い、H18年度から中核市でも設置することができるようになったことから、本市においても児童相談所の設置に向けた取り組みを進めます。

④熊本市における子育て支援体制を強化します。

- ・母親の育児に対する不安、負担感が増大しており、何でも相談できる、仲間がいる、ほっとできる場を提供するため、子育て支援センターについて、H18年度までに8ヶ所、更に、21年度までに7ヶ所の合計15ヶ所の整備に取り組みます。
- ・また、現在48校区で結成されている子育て支援ネットワークについても、全80校区での結成を進めます。
- ・熊本市保健所、中央保健福祉センターの移築とともに、発達障害児の早期発見や子育てに関する総合的・専門的な相談の機能を有する（仮称）こどもの発達支援センターと（仮称）こども総合相談室を併設した総合保健福祉センター（仮称）について、平成20年4月の開設を目指し建設を進めています。
- ・子育て支援や少子化対策に対する施策や事業を総合的に展開するため、子ども部（局）（仮称）を新設し、現在、健康福祉局、市民生活局、及び教育委員会に分かれている関係組織を一元化します。

(2) 誰もが健康で生きがいを持って暮らせるよう、健康で高齢者や障害者施策の充実を図ります。

①高齢者がいつまでも健康で生き活きと暮らせる社会づくりを進めます。

- ・H27年には4人に1人が65歳以上の高齢者になると予測されていますが、現在、65歳以上の高齢者の約8割は介護を必要としない元気な方々であり、いつまでも健康を維持していただけるよう、健康づくりや介護予防対策、社会参加や就労支援対策について、H18年3月策定した高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、積極的に取り組んでいきます。
- ・H20年4月から75歳以上の高齢者については、原則として老人医療制度から、後期高齢者医療制度に変わりますが、この制度は、県下の全市町村が加入する広域連合で運営されることとなりますので、円滑な運営が図れるよう積極的に取り組んでまいります。
- ・介護が必要になった高齢者については、今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持した生活がおくれるよう、「通い・泊まり・訪問」の各サービスを一体的に提供できる小規模多機能型の施設整備を進めます。具体的には、H18年度中に市内26の日常生活圏域ごとに1施設を指定し、H20年度までに合計38施設の整備を計画しています。

②障がい者の方が安心して自立した生活ができるような環境づくりに取り組みます。

- ・障害者自立支援法の施行による、障害程度区分に基づくサービスの支給量については、国の定める基準に上乗せしたガイドラインを設けることとしており、更に、このガイドラインを越

えるサービスの支給に関しては、個々のケースについて、審査会の意見を踏まえた対応を図ります。

- ・法の施行に伴う様々な課題については、相談窓口を設けるとともに、実態調査を行い、障害者の方が安心して暮らせるような対策を検討します。更に、経済的負担の軽減対策については地域生活支援事業の一部を無料とするなどの対策を既に講じておりますが、平成19年度から原則10%とされる利用者負担については、これを5%とすることといたします。
- ・また、市民活動団体と行政との協働によるモデル事業として、障害者の地域生活支援ボランティアの仕組みづくりにも着手しています。
- ・障害者の自立支援をより確実にするものは就労であることから、これまでも市役所内に窓口を設置し、一般企業への就労相談を受けてきましたが、この相談機能を充実するとともに、更に、市役所内での就労について嘱託職員としての採用やインターシップ（職場体験）など、具体的な職場の確保に着手します。

(3) 誰もが利用しやすい公共交通網の再編について、熊本市がリーダーシップを発揮し具体的に進めます。

①これまで検討を進めてきたバス網の再編について、行政がリーダーシップを発揮し、関係者と連携し具体化していきます。

- ・市営バス路線の民間移譲については、これまで国、県、バス事業者による検討会議を経て、既に4路線を委譲しており、H18年度中に更に4路線の委譲についても検討を進め、スケジュール等も含め確定させます。
- ・また、バス網の再編を進め、利便性の向上による利用促進を図ったとしても、乗客のバス離れを防ぎ、バス事業者の経営状況を好転させることは難しいと考えられることから、バス事業者による共同運行体制の検討に着手します。
- ・現在のバス路線は、交通センターを中心に運行されておりますが、公共交通機関の利便性を高め、その利用を促進するという視点からは、幹線をつなぐ枝線の確保が不可欠です。バス路線の民間移譲や共同運行体制などの検討、バス網再編などに合わせ、今後、市民の足を確保するという市営バスの使命を果たすために、利用者の利便性向上に向け、枝線（フィーダーバス）への転換を検討します。

②公共交通の骨格となる市電など鉄軌道の利便性向上に向け、低床電車の増車や熊本駅舎への市電乗り入れ、熊本電鉄と市電との結節などについて積極的に取り組みます。

- ・市域や都市圏域の公共交通網の利便性を向上させるためには、市電と他の公共交通機関などとの結節を強化することが必要です。
- ・そこで、熊本駅舎への市電乗り入れの実現に向けた取り組みを進めるとともに、市電の東部延伸、さらには空港への延伸、熊本電鉄と市電との結節などについて、これまでの検討結果を踏まえ、まずは、熊本電鉄と市電との結節について、県、合志市、事業者など関係機関と具体化に向けた協議など積極的に取り組んでまいります。また、東部への延伸については、財政状況等を踏まえつつ、沼山津ルートなど採算性の面などから可能性のあるものについて、事業化に向けた取り組みを進めていきます。

- ・また、全ての人が利用しやすい市電を目指し、これまで5編成導入している超低床電車について、更に2編成の増車を進めます。

③九州における本市の拠点性を高めるために空港アクセス向上策を検討します。

- ・九州新幹線の全線開業を控え、九州における本市の拠点性を高めるためには、これまで以上に空港と熊本駅や交通センターとの所要時間の短縮が課題となってくることから、直通バスの運行や鉄軌道の活用等、県など関係機関と連携し総合的な検討に取り組んでいきます。

(4) 良好な環境の保全に取り組めます。

①熊本市の財産である清冽な地下水を守り、次代へ引き継ぎます。

- ・白川中流域での水田を利用した人工湛水とビニールハウスを活用した雨水浸透による涵養、水源涵養林の拡大など地下水涵養対策に積極的に取り組んでいく他、市民の理解と協力の下で節水社会を実現するために、「節水推進パートナーシップ会議」や「わくわく節水倶楽部」との連携を強め、10%の削減目標を掲げた節水社会実験の結果を一人ひとりの日常生活での節水活動につなげていく取り組みを展開します。
- ・S52年に制定された現行の条例は、地下水の過剰な汲み上げを抑制することをその主旨としていましたが、地下水涵養量の減少や水質悪化への懸念の中で、早急に対応策を講じ、質量ともに豊かな地下水を次世代に継承していく方策を確立するため、条例の見直し・強化に着手しており、今後、関係法令との整合性等の検討や市民意見の反映などを経て、条例を改正します。

②家庭ごみの減量とリサイクル推進への取り組みを強化します。

- ・H18年3月市議会でごみの減量とリサイクルを推進するための家庭ごみ有料化に関する条例案件は否決されましたが、良好な環境を維持形成していくためにごみ減量・リサイクル推進に向けた取り組みは、平成22年度までに20%削減を実現するという目標を掲げ、これまで以上に積極的に進めていきます。なお、目標達成の目処が立たない場合には、市民の皆さんのご意見も十分に踏まえながら有料化について再度検討します。
- ・市民の皆様にごみ減量・リサイクルの推進の必要性を理解いただき、日常生活で実践に移していただくために、地域説明会の開催やメディアを使った啓発活動に取り組むとともに、H19年度から、ごみ出しルールを詳細に掲載した月めくり式のごみ・資源収集カレンダーを配付します。
- ・さらに、減量美化推進員、環境にやさしい店、ごみゼロサポーターへの登録などの取り組みや、市民と行政の協働の取り組みとして、家庭の生ごみの分別収集とリサイクルの推進に関するモデル事業も始めており、その成果を検証し具体的な施策として展開していきます。
- ・また、資源物の分別収集に関して、その抜き取り行為については、多くの市民から苦情をいただいております。抜き取り禁止条例の制定に取り組めます。

(5) 安全で安心なまちづくりを推進します。

①市民の生命財産を守るため、災害に強いまちづくりを進めます。

- ・台風や大雨、地震などを防ぐことはできませんが、その被害を最小限に抑える、減災対策の万全を目指し、これまで、ハザードマップや防災マニュアルの全戸配布や自主防災クラブの結成促進などに取り組んでいます。
- ・今後も、防災意識の高揚や啓発とともに、学校施設の耐震化、消防署所体制の整備・広域化、都市型水害の解消、危機管理指針の策定などに取り組んでいきます。

②安心して暮らせるまちを創るため、犯罪のないまちづくりを進めます。

- ・H18年6月定例会市議会で成立し、10月1日から施行した「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」に基づき、市民や観光客等が犯罪に遭わないこと、そして、本市で犯罪を発生させないことを目指した取り組みを進めていきます。
- ・これらの取り組みにあたっては、警察などの関係機関、商店街、校区自治協議会など地域団体など連携し、効果的な対策を進めて参ります。

5 政令指定都市の実現

九州の拠点都市として、熊本県域はもとより九州をリードしていくため、さらには九州府における州都を目指すために、政令指定都市を実現します。

- 九州新幹線の全線開業に伴い、今後は、九州の一体化が促進される一方で、鹿児島や福岡などとの都市間競争、都市圏間競争が激化することが予想されます。
- 熊本市ならびに熊本都市圏が、福岡、鹿児島に挟まれた単なる通過点ではなく、中央の利点を活かした交流拠点として確固たる地位を確立するためには、都市機能を充実させ、拠点性を高めていくことが大変重要です。
- このためには、熊本市が福岡、北九州に次ぐ九州3番目の政令指定都市となることが不可欠であり、都市圏との連携の下で、現行の合併特例法の期限までに合併・政令指定都市への移行により、合併を実現させます。

(1) 都市圏行政を推進し、都市圏の一体化を図ります。

- ①熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会において都市圏ビジョンを策定し、九州中央の拠点地域を目指した都市圏の一体的な取り組みを進めます。
 - ・九州新幹線の全線開業を控え、熊本都市圏の拠点性を高め一体的な発展を図るため、本年1月、都市圏を構成する15の市町村長と熊本県及び学識経験者に参画いただき、「熊本都市圏及び政令指定都市に関する研究会」を発足し、本年9月には都市圏ビジョンの基本構想をまとめたところであり、さらに来年2月には基本計画を策定することとしています。
 - ・この基本構想では、それぞれの地域の特性を活かし一体的な発展を目指す「多核連携」を基本理念とし、目指す都市圏の姿として「豊かな自然や歴史と伝統が息づく中で、15の「まち」の個性が輝き、百万の人が躍動する九州中央の交流拠点地域」を設定いたしました。
 - ・また、これを実現するための基本戦略として、①定住を促進する安全で快適な生活環境の形成、②世界に展開する活力ある地域産業の振興、③都市圏域内外の人とものをつなぐ交通体系等の整備、④内外の知恵が集まる教育文化機能の充実、⑤政令指定都市の実現による拠点性の向上の5つの柱を掲げています。
 - ・今後は、この基本構想に基づき、15市町村が連携し、具体的な施策事業をまとめた基本計画を策定するとともに、基本構想に対する住民の皆様への広報などに取り組んでいくこととしています。

②100万人の都市圏住民のサービス向上と都市圏の一体的な発展のために、都市圏ビジョンに基づく具体的な連携を推進します。

- ・都市圏の基本構想や基本計画の策定と同時に、できるだけ早い時期に実質的な連携に取り組んでいく必要性の高いものもあります。具体的には、15市町村のまちづくりの方向性や住民のニーズ等を踏まえ、具体的に協議を行い、全体で取り組んでいくべきものと幾つかの市町村のグループで取り組んでいくものに区別していくこととなります。
- ・中でも、既に、観光振興や公の施設の相互割引利用、福祉有償輸送などで実施されていますし、今後、広域消防やごみ処理などについても具体的に進めてまいります。

(2) 富合町との合併（準備）協議会の円滑な運営に努め、法定協議会への移行を目指します。

合併に向けた議論を深めるため、任意協議会での協議を進めていきます。

- ・富合町との間では、既に、H18年5月任意協議会を設置し、行政レベルだけでなく、商工、農業及び婦人団体等の代表である住民にも参加していただき、合併に関する様々な協議を行っています。
- ・なお、富合町においては、住民による町議会解散請求、町議会議員選挙と推移していることから、丁寧な情報提供に努めながら、法定協議会へのスムーズな移行により、合併を実現させます。

(3) 更なる合併に向け、近隣市・町との協議を進めます。

特例法期限内での政令指定都市への移行の道筋を確立するため、近隣市・町との合併に向けた取り組みを進めます。

- ・都市圏・政令指定都市に関する研究会など都市圏の連携強化を図ることで、都市圏の市町村の信頼関係を構築するとともに、市町村合併について個々の市・町との議論を深めてまいります。